

札幌市告示第 2291 号

下記のとおり、一般競争入札を行うので、札幌市契約規則（平成 4 年規則第 9 号）第 4 条の規定に基づいて告示します。

令和 6 年 5 月 27 日

札幌市長 秋元 克広

記

1 契約担当部局

〒060-8612 札幌市中央区大通西 2 丁目 9

札幌市中央区市民部総務企画課庶務係 電話(011)205-3205

2 入札に付する事項

(1) 役務の名称

札幌市中央区複合庁舎移転業務

(2) 調達案件の仕様及び履行場所

入札説明書による。

(3) 履行期間

契約締結日から令和 7 年 3 月 31 日まで

(4) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10%に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 令和 4～7 年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、取扱業種が大分類「役務（一般サービス業）」のうち、中分類「運輸・通信業」に登録されている者であること。

(3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始決定後の者は除く。）等経営状況が著しく不健全な者でないこと。

(4) 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。

(5) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が構成員単独での入札参加を希望していないこと。

(6) 告示日から起算して過去 5 年以内に、200 人以上の規模の官公庁の事務所移転業務の履行実績を有すること。

(7) その他、入札説明書及び仕様書に示す要件を満たす者であり、当該役務の提供が十分に可能な者であること。

#### 4 入札説明書の交付方法等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先  
上記1に同じ。
- (2) 入札説明書の交付方法  
上記1の場所で交付するほか、下記URLのホームページからダウンロードできる。  
<https://www.city.sapporo.jp/chuo/keiyaku/ippankyousou/r6/20240527/index.html>

#### 5 入札に要求される事項

- (1) 履行場所現地調査  
この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に定めるとおり、履行場所の現地調査を行わなければならない。
- (2) 入札参加資格確認申請  
この一般競争入札に参加を希望する者は、上記(1)の現地調査を行ったうえで、入札説明書に示す書類（上記3の入札参加資格を有することを証明する書類）を申請期限日までに提出し、入札参加資格の確認を求めなければならない。また、開札までの間において、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- (3) 参加資格申請期限及び申請場所
  - ア 申請期限  
令和6年6月20日（木）17時15分（送付の場合は必着のこと。）
  - イ 申請場所  
上記1に同じ。
- (4) 入札参加資格確認結果通知  
令和6年6月21日（金）までに通知する。

#### 6 入札書の提出等

- (1) 入札書の提出  
上記5に示す手続きにより入札参加資格を有すると確認を受けた者は、以下のとおり入札書を提出することができる。
  - ア 提出期限  
令和6年6月28日（金）17時15分（送付の場合は必着のこと。）
  - イ 提出場所  
上記1に同じ。
- (2) 開札の日時及び場所
  - ア 日時  
令和6年7月1日（月）9時30分
  - イ 場所  
札幌市中央区役所仮庁舎東棟4階4-A会議室
- (3) 入札の無効  
本告示に示した入札参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した者のした入札その他札幌市契約規則第11条各号の一に該当する入札
- (4) 落札者の決定方法

札幌市契約規則第7条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

## 7 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金  
免除する。

(3) 契約保証金

要する。契約を締結しようとする者は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定後、契約保証金の納付に係る通知（納入通知書到達）の日の翌日から起算して5日後（5日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日）までに、納付し、又は提供しなければならない。

なお、指定期日までに納付又は提供がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を行う。

ただし、札幌市契約規則第25条各号の一に該当するときは、契約保証金の納付を免除することがある。

(4) 契約書作成の要否  
要する。

(5) その他  
詳細は入札説明書による。